

日サ協発第 090290 号  
平成 21 年 7 月 22 日

都道府県サッカー協会  
専務理事 各位

財団法人日本サッカー協会  
専務理事 田 嶋 幸 三

### サッカー行事参加に伴う移動に関する注意喚起

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本協会の活動に対し格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、各種報道でご存じの通り、大分県で高校野球の開会式に参加するための移動時に、野球部員を乗せた大型バスが横転し、1人が死亡、42人が重軽傷を負うという悲しい事故がありました。

また、一昨年には、埼玉県のサッカーチームが競技会からの帰りに、小学生 24 人を乗せたマイクロボスのドアが運転中に開き、1人が転落して死亡するという痛ましい事故もありました。

いずれの事故もバスの運転手はチームの指導者でした。

どれだけ熱心な指導をしていたとしても、事故を起こし、尊い命を失ってしまっただけでは、取り返しがつきません。

各都道府県協会所属のサッカーチームにおかれましても、特に夏休みの間には様々な大会への参加や合宿・遠征等が多く行われることと存じますので、今一度各チームに事故のない安全な移動を心掛けるよう、下記注意事項を周知徹底していただきたく、お願い申し上げます。

敬具

#### 記

##### 【注意事項】

1. 移動は、可能な限り公共交通機関やプロが運転する移動手段を利用すること。
2. やむを得ない事情により、チーム関係者がバスや乗用車等を運転する場合は、運転者は次の事項に留意すること。
  - (1) 交通法規を守り、以下の点には特に留意すること
    - ①飲酒運転は絶対にしない
    - ②常に安全運転をする（スピードの出し過ぎや、無理な追い越し等をしない）
    - ③乗車の際は、常時全員に必ずシートベルトを正しく着用させる
  - (2) 体調管理に十分気をつけ、体調が悪い時には運転をしない
  - (3) 初心者や運転が未熟な者は、運転をしない
  - (4) 渋滞等を想定し、余裕のあるスケジュールを組む
  - (5) 長時間の運転をせず、定期的に休憩を入れるか又は複数名で運転を交代する
3. 料金を徴収（ガソリン代など実費を応分負担する場合も含む）して乗車させることは、事業用自動車（緑ナンバー）しか認められておらず、かつ第二種免許が必要となることに留意すること。

以上